

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令 参照条文

- 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号）（抄）・・・1
- 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令（昭和五十五年政令第二百八十七号）（抄）・・・1

○ 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号）（抄）

（犯罪被害者等給付金の額）

第九条 遺族給付金の額は、政令で定めるところにより算定する遺族給付基礎額に、遺族の生計維持の状況を勘案して政令で定める倍数を乗じて得た額とする。

2 （略）

3 犯罪被害者が犯罪行為により生じた負傷又は疾病の療養のため従前その勤労に基づいて通常得ていた収入の全部又は一部を得ることができなかった日（給付期間内の日（当該収入の全部又は一部を得ることができなかった日の第三日目までの日を除く。））に限り、当該犯罪被害者が刑事収容施設、少年院その他これらに準ずる施設に収容をされた場合（国家公安委員会規則で定める場合に限る。）にあつては、当該収容をされていた日を除く。以下この項及び第五項第二号において「休業日」という。）がある場合における重傷病給付金の額は、前項の規定にかかわらず、犯罪被害者負担額に、政令で定めるところにより算定する休業加算基礎額に当該休業日の数を乗じて得た額（当該休業日に当該犯罪被害者が従前その勤労に基づいて通常得ていた収入の一部を得た日（以下この項において「部分休業日」という。）が含まれるときは、当該休業加算基礎額に当該休業日の数を乗じて得た額から、当該部分休業日について得た収入の額を合算した額を控除して得た額。第五項第二号において「休業加算額」という。）を加えた額とする。

4 6 （略）

7 障害給付金の額は、政令で定めるところにより算定する障害給付基礎額に、障害の程度を基準として政令で定める倍数を乗じて得た額とする。

○ 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令（昭和五十五年政令第二百八十七号）（抄）

（遺族給付基礎額）

第五条 法第九条第一項に規定する遺族給付基礎額は、犯罪被害者がその勤労に基づいて通常得ていた収入の日額（労働基準法第九条の労働者にあつては犯罪行為が行われた日を基準として同法第十二条に規定する平均賃金の例により都道府県公安委員会が

定める額とし、その他の者にあつては犯罪行為が行われた日以前一年間における収入で勤労に基づくものの総額を基礎として国家公安委員会規則で定める方法により算定した一日当たりの額とする。第十二条及び第十四条第一項において同じ。）に百分の七十を乗じて得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める額を遺族給付基礎額とする。

一 次条第一項第一号に掲げる場合であつて、次のイ又はロのいずれかに該当するとき 当該イ又はロに定める額

イ 犯罪行為が行われた時における犯罪被害者の年齢が二十五歳未満である場合 六千六百円

ロ イに掲げる場合以外の場合であつて、前項の規定により算定した額が犯罪行為が行われた時における犯罪被害者の年齢に

応じて別表第一に定める最高額を超え、又は最低額に満たないとき 当該最高額又は最低額

二 次条第一項第二号に掲げる場合であつて、前項の規定により算定した額が犯罪行為が行われた時における犯罪被害者の年齢

に依つて別表第二に定める最高額を超え、又は最低額に満たないとき 当該最高額又は最低額

(休業加算基礎額)

第十二条 法第九条第三項に規定する休業加算基礎額は、犯罪被害者がその勤労に基づいて通常得ていた収入の日額に百分の四十

八を乗じて得た額とする。ただし、その額が犯罪行為が行われた時における犯罪被害者の年齢に依つて別表第三に定める最高額

を超え、又は最低額に満たないときは、それぞれ、その最高額又は最低額を休業加算基礎額とする。

(障害給付基礎額)

第十四条 法第九条第七項に規定する障害給付基礎額は、犯罪被害者がその勤労に基づいて通常得ていた収入の日額に百分の八十

を乗じて得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める額を障害給付基礎額とする。

一 犯罪被害者の身体上の障害の程度が障害等級の第一級から第三級までのいずれかに該当する場合であつて、次のイ又はロの

いずれかに該当するとき 当該イ又はロに定める額

イ 犯罪行為が行われた時における犯罪被害者の年齢が二十五歳未満である場合 七千六百円

ロ イに掲げる場合以外の場合であつて、前項の規定により算定した額が犯罪行為が行われた時における犯罪被害者の年齢に

応じて別表第四に定める最高額を超え、又は最低額に満たないとき 当該最高額又は最低額

二 犯罪被害者の身体上の障害の程度が障害等級の第四級から第十四級までのいずれかに該当する場合であつて、前項の規定に

より算定した額が犯罪行為が行われた時における犯罪被害者の年齢に依つて別表第五に定める最高額を超え、又は最低額に満

たないとき 当該最高額又は最低額

別表第一（第五条関係）

犯罪行為が行われた時における犯罪被害者の年齢	最高額	最低額
二十五歳以上三十歳未満	六、九〇〇円	六、六〇〇円
三十歳以上三十五歳未満	八、六〇〇円	七、〇〇〇円
三十五歳以上四十歳未満	九、九〇〇円	七、六〇〇円
四十歳以上四十五歳未満	一〇、八〇〇円	七、八〇〇円
四十五歳以上五十歳未満	一一、六〇〇円	八、〇〇〇円
五十歳以上五十五歳未満	一二、一〇〇円	八、二〇〇円
五十五歳以上六十歳未満	一一、五〇〇円	七、六〇〇円
六十歳以上	八、〇〇〇円	五、七〇〇円

別表第二（第五条関係）

犯罪行為が行われた時における犯罪被害者の年齢	最高額	最低額
二十歳未満	四、六〇〇円	三、二〇〇円
二十歳以上二十五歳未満	五、六〇〇円	三、六〇〇円
二十五歳以上三十歳未満	六、九〇〇円	四、五〇〇円
三十歳以上三十五歳未満	八、六〇〇円	五、三〇〇円
三十五歳以上四十歳未満	九、九〇〇円	五、三〇〇円
四十歳以上四十五歳未満	一〇、八〇〇円	四、八〇〇円
四十五歳以上五十歳未満	一一、六〇〇円	四、三〇〇円
五十歳以上五十五歳未満	一二、一〇〇円	四、二〇〇円
五十五歳以上六十歳未満	一一、五〇〇円	三、六〇〇円
六十歳以上	八、〇〇〇円	三、三〇〇円

別表第三（第十二条関係）

犯罪行為が行われた時における犯罪被害者の年齢	最高額	最低額

別表第五（第十四条関係）

二十歳未満	三、二〇〇円	二、二〇〇円
二十歳以上二十五歳未満	三、八〇〇円	二、五〇〇円
二十五歳以上三十歳未満	四、七〇〇円	三、一〇〇円
三十歳以上三十五歳未満	五、九〇〇円	三、六〇〇円
三十五歳以上四十歳未満	六、八〇〇円	三、七〇〇円
四十歳以上四十五歳未満	七、四〇〇円	三、二〇〇円
四十五歳以上五十歳未満	七、九〇〇円	二、九〇〇円
五十歳以上五十五歳未満	八、三〇〇円	二、九〇〇円
五十五歳以上六十歳未満	七、九〇〇円	二、五〇〇円
六十歳以上	五、五〇〇円	二、三〇〇円
犯罪行為が行われた時における犯罪被害者の年齢	最高額	最低額
二十歳未満	五、三〇〇円	三、六〇〇円
二十歳以上二十五歳未満	六、四〇〇円	四、二〇〇円
二十五歳以上三十歳未満	七、九〇〇円	五、二〇〇円
三十歳以上三十五歳未満	九、八〇〇円	六、〇〇〇円
三十五歳以上四十歳未満	一一、四〇〇円	六、二〇〇円
四十歳以上四十五歳未満	一二、三〇〇円	五、三〇〇円
四十五歳以上五十歳未満	一三、二〇〇円	四、九〇〇円
五十歳以上五十五歳未満	一三、八〇〇円	四、九〇〇円
五十五歳以上六十歳未満	一三、二〇〇円	四、二〇〇円
六十歳以上	九、二〇〇円	三、九〇〇円